

関係機関との連携による 療育環境整備について

第2回難聴児の早期発見・早期療育推進のための
基本方針作成に関する検討会

2021年5月28日（金）

日本聾話学校 佐々木勝 瀬底正嗣



日本聾話学校について



- ライシャワー夫妻（E・ライシャワー駐日大使の両親）が創立
- 創立当初から聴覚活用の可能性を追求してきた学校
- 2020年に創立100周年を迎える



手話を一切使わず、聴覚を最大限に活用する教育
オーディオロジー部による補聴器の調整、環境整備等の徹底
児童発達支援センターを併設した15年一貫教育

聴覚の可能性を開く教育をおこなうために

- 最早期から教育を開始すること

新生児聴覚スクリーニングで発見された難聴児がスムーズに療育・教育につながる
ことが非常に大切

- 最適に調整された補聴器・人工内耳を常時装用すること

ことばがことばとして聴き取れるまでに調整された補聴機器と、できるだけ騒音や
残響の少ない聴きやすい環境で、聴く生活が可能なように整える

- 子どもの可能性を信じ、訓練ではなく、心を通わせるやり取りを通じて心とことばを育てること

聴くこと、伝えることが、喜びであり楽しみであり必然となるような日常のかかわり
や学びを通して、子ども自身がことばを獲得し、成長する環境を家庭と学校・療育施
設などが共通の思いと願いでつくりあげること

聴覚主導の人間教育

Natural Auditory Oral Approach (NAOA)

聴覚に障がいを持つ子どもたちが

聴覚を最大限に活かして、聴き、話し、歌う生活をする

その可能性が開かれている

しかし、保護者がその選択肢を示されていないことが多く、
また選択したくてもできないことも多い

日本聾話学校が願うこと

聴覚に障がいを持つ子どもとその家族の幸せ

国・自治体に対して願うこと

- 聴覚障がい児とその保護者に安心して子育てができる（自分たちが願う療育・教育を受けられる）環境を提供すること
- すべての聴覚障がい児が十分な専門性を有する療育・教育の場とつながることができること

提言 1 連携のための体制づくりを

具体的な取り組みとして

- ①保護者に聴覚障がい児の療育・教育方法の選択ができる情報の提供と、それを正しく伝えるための研修・人材育成が必要

伝えてほしいこと 聴覚障がいとはどういう障がいなのか
療育・教育の必要性

様々な方法があるということ

その地域でどのような関りを受けられるのか

→情報の集約 伝えるべき情報がまとまっていることが必要

→情報の理解 情報の意味・意義を理解し伝えるための研修

提言 1 連携のための体制づくりを

具体的な取り組みとして **協議会の設置を**

- ②聴覚障がい児の療育・教育を担う施設や学校との日常的な連携を定期的にとる仕組みを作り、情報共有、相互理解を円滑にする
 - 協議会を設置し、定期的な情報交換を行う（可能ならケースも）
 - 定期的な施設見学・訪問を相互に行う

互いの顔が見える関係の中で、子どもや家庭について具体的に話し合いができる環境を作ることが、保護者が安心して子育てできる環境づくりにつながる

提言 1 連携のための体制づくりを

③福祉と教育の垣根を取り払った連携

発達段階に応じた療育・教育の連続性を担保する

行政・医療・療育・教育での円滑な連携のために

↳ 役所内で福祉・教育・医療・保健が縦割りでの対応となっている現状

保護者はどこへ行けばよいのかわからない

互いが持つ情報が共有されず、十分なフォローができない

全体をコーディネートする役割の部署（人）が必要

→ 医療・療育・教育とつながる（協議会の）中心となる

提言 2 安心して難聴児を育てるための ベースとなる環境づくりを

- 聴覚障がい児教育は可能な限り早い時期から、より丁寧な親子のかかわりの中で時間をかけて行うことが子どもの言語、そして全体的な発達において重要な意味があることは共通認識となっている。そして既にそれが様々な工夫の中で行われている実態がある
 - 児童発達支援センター（旧難聴幼児通園施設）での乳幼児対象の取り組み
 - 公立聾学校（聴覚特別支援学校）での乳幼児教育相談
 - 小児難聴外来のある病院でのリハビリなど

提言2 安心して難聴児を育てるための ベースとなる環境づくりを

① 難聴の子育てに専念するための時間の確保、経済的支援

- ・ 共働き家庭が、子育てか仕事かの選択をしなければいけない、経済的な裏付けのない中で十分な療育・教育に専念できない、という現状がある

聴覚にかかわらず障がいを持つ子どもを育てるには、健常児より多くの手間と時間をかける必要がある。そのために保護者がある程度の期間を子育てに専念することが求められる。

しかし、女性の社会進出が進み父母がともに自身のキャリアを大切にする家庭が増えている。一方でまた拡大する経済格差の中で両親ともに働かざるを得ない経済状況の家庭の増加もみられる。

現在認められている産育休の期間は障がい児を育てるためには**不十分**

子育てのために自分のキャリアを諦める母親も、キャリアを継続するために子どもに必要な療育や特別支援教育を受けさせることを諦める家庭も**出さない**ために

提言 2 安心して難聴児を育てるための ベースとなる環境づくりを

① 難聴の子育てに専念するための時間の確保、経済的支援 障がい児子育て休暇の保障を

保護者が安心して子育てに専念できるよう、障がい児を育てる家庭については、現在整備されている産育休制度に加えて、少なくとも子どもが小学校低学年まで（8年間）は子育てのための休暇を取ることができ、その後復職できるような制度が整うことが望ましい。

障害等級によらない一律の経済的支援

また、この子育て期間において、経済的支援があることが保障されていることが、安心して子育てに向き合う環境として重要であると考えます。また、この保障については難聴度合いの軽重にかかわらず同じ形での保障があることが望ましい。

提言2 安心して難聴児を育てるための ベースとなる環境づくりを

② 難聴の3歳未満児を学校教育の対象に (聾学校での乳幼児教育・療育を制度化する)

全国の聾学校では必要を強く感じて乳相の取り組みを行っている。文科省としてもその必要を認めてはいるものの、法律上3歳未満児は学校教育の対象となっていない。法律的な裏付けがない中での取り組みとなっており、いくら工夫しながら行っても、十分な対応ができているとは言えない。

また全国には聴覚障がいの専門性のある児童発達支援センターが無い地域が多く、支援が必要な家庭が十分にそれを受けられないことが多い。

聴覚障がい児については、3歳未満も教育の対象と認め、各聾学校の乳幼児部の人的・物理的環境の整備、保護者支援プログラムの充実等を、それが可能となる予算措置とともに図る必要がある。

提言2 安心して難聴児を育てるための ベースとなる環境づくりを

③ 児童発達支援センターの無償化、経営の下支えを

聾学校の乳相は無償 事業所の利用には保護者の負担がある

公立聾学校の乳相が無償であるためそちらを利用する保護者が増える一方で、児童発達支援センターは利用実績により補助金の額が決まるように制度変更が行われたため、全国の療育機関が**専門性の維持**の面でも**経営面**でも**危機的な状況**にある。

様々な特徴を持つ多様性のある療育・教育機関の選択肢を確保するため、また、それらの施設が安定した経営の下で安心して子どもと保護者への支援に全力を尽くせる環境を作るため、一定の専門性を持つ児童発達支援センター・事業所を、**安定的に支える補助の制度が必要**。

→保護者が安心して子育てに向き合える環境づくりにつながる。